

令和6年度税制及び税務行政の 改正に関する意見書

令和5年3月17日

東京税理士会

【 目 次 】

I. 意見書の基本的な考え方

1. 意見書作成にあたって	・・・	1
2. あるべき税制構築のための基本理念	・・・	1
(1) 公平性に配慮した税制	・・・	1
(2) 中立性に配慮した税制	・・・	1
(3) 国民の理解が得られる簡素な税制	・・・	1
(4) 遡及立法の禁止	・・・	1

II. 今後の税制改革について

1. 消費課税について	・・・	2
2. 所得課税について	・・・	2
3. 法人課税について	・・・	2
4. 中小法人課税について	・・・	3
5. 資産課税について	・・・	3
6. 地方税について	・・・	3
7. 国際課税について	・・・	4
8. 納税環境整備について	・・・	4
(1) デジタル社会・グリーン社会の実現について	・・・	4
(2) デジタル化と納税者の権利保護について	・・・	5
(3) マイナンバー制度と納税者利便の向上について	・・・	5
(4) 租税教育の充実について	・・・	5

III. 重要な改正要望事項

1. 消費税の税率を単一税率とし、低所得者に対する給付金の交付措置により 逆進性対策を講ずること。	・・・	6
2. 役員給与税制を抜本的に見直すこと。	・・・	6
3. 所得税の確定所得申告書の提出期限について、期限を見直すこと。	・・・	6

IV. 改正要望事項

【一. 所得税及び法人税に関する事項】

1. 基礎的な人的控除について控除額の水準を見直すこと。 . . . 7
2. 低所得者について、給付付き税額控除方式制度の導入により社会保険料のうち一定額の還付を行う制度を導入すること。 . . . 7
3. 少子化対策として、納税者に16歳未満の年少扶養親族がいる場合には、扶養控除が受けられるようにすること。 . . . 7
4. 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の対象を拡大し、適正対価の必要経費算入を認めること。 . . . 8
5. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌年以降3年間の繰越しを認めること。 . . . 8
6. 公的年金等受給者が受ける公的年金等控除を見直すこと。 . . . 8
7. 事業承継促進のため第三者間で株式を売買した場合、売手側のみなし譲渡課税を不適用とし、個人である買手側の受贈益課税について非課税とすること。 . . . 9
8. 暗号資産の取引の課税の適正化を図るため、特に次に掲げる事項を見直すこと。
 - (1) 暗号資産の証拠金取引により生じた損益について分離課税とし、3年間の損失の繰越しを認めること。 . . . 9
 - (2) 国外転出時課税の対象資産に暗号資産を含めること。 . . . 9
 - (3) 暗号資産を共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard) に含めること。 . . . 9
9. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。 . . . 10
10. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。 . . . 10
11. 報酬・料金等の源泉徴収について対象者を一律徴収とすること及び納期の特例を設けること。(新規要望) . . . 10
12. 交際費課税の対象から「得意先等に対する慶弔禍福の費用」を除外すること。 . . . 11

13. 外国法人税額に係る税額控除制度における繰越期間を延長すること。	・・・	11
14. 減価償却資産の耐用年数を見直すこと。(新規要望)	・・・	11
15. 賃上げ促進税制を給付付き税額控除制度にすること。(新規要望)	・・・	12

【二. 消費税に関する事項】

16. 現行の納税義務の免除制度を抜本的に見直し、新たに小規模事業者の申告不要制度を創設すること。	・・・	12
17. 簡易課税制度のみなし仕入率を見直すとともに、確定申告時における選択方式とすること。	・・・	12
18. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置を継続すること。(新規要望)	・・・	12
19. デジタルインボイスの普及を促進する施策を講じること。(新規要望)	・・・	13

【三. 相続税及び贈与税に関する事項】

20. 相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すること。	・・・	13
21. 相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地の特例の適用を受けられるようにすること。	・・・	13
22. 非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予について、次に掲げる見直しを行うこと。	・・・	14
(1) 納税猶予に係る免除の要件を緩和すること。	・・・	14
(2) 納税猶予に係る宥恕規定を創設すること。	・・・	14
23. 財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、特に次に掲げる財産の評価を見直すこと。		
(1) 非上場株式の評価について	・・・	15
(2) 純資産価額の評価等についての特例(新規要望)	・・・	15
(3) 個人事業主の事業用資産について(新規要望)	・・・	15
(4) 同族会社のオーナー貸付金について(新規要望)	・・・	16
24. 暦年課税における相続開始前7年以内の生前贈与財産から各年の基礎控除相当額を除外すること。(新規要望)	・・・	16

25. 財産評価基本通達「総則 6 項」の適用基準を明確化すること。
(新規要望) . . . 16

【四. その他国税に関する事項】

26. 印紙税を廃止すること。 . . . 17

【五. 地方税に関する事項】

27. 償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと。 . . . 17

28. 固定資産税について 30 万円未満の少額減価償却資産を課税対象
から除外すること。 . . . 17

29. 法人事業税について外形標準課税及び所得割の単一税率を中小企業に
導入しないこと。 . . . 18

30. 個人事業税について課税対象事業の範囲を見直すこと。
また、事業主控除額を引き上げること。 . . . 18

31. 中小企業における事業税、都道府県民税及び市町村民税並びに個人事業主に
おける住民税、事業税について欠損金の繰り戻し還付制度を創設すること。 . . . 18

32. 固定資産税の評価方式・税率について所要の見直しを行うこと。 . . . 19

【六. 納税環境整備に関する事項】

33. 国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言
を追加し、納税者権利憲章を制定すること。 . . . 19

34. 調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すること。 . . . 20

35. 調査の目的をより具体的に通知し、また非違が疑われることとなった場合の
質問検査等も事前通知すること。 . . . 20

36. 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。 . . . 20

37. 公会計制度は複式簿記とし、財務諸表は国会の決算承認を立法化すること。 . . . 21

38. デジタルを活用した預貯金等の照会・回答業務に係る要件及び手続き等を
法令で規定すること。 . . . 21

39. 電子帳簿等保存制度におけるスキャナ保存の要件の緩和を図ること。 . . . 21

40. Web 会議システム等を利用したリモート調査について、その手続き等を法令で
規定すること。(新規要望) . . . 21

I. 意見書の基本的な考え方

1. 意見書作成にあたって

本会は、令和6年度税制改正に関する要望事項の収集のため、本会関係役員、支部関係役員等より意見を聴取し、また本会調査研究部から各支部法対策委員会等に対して任意課題による意見の提出依頼を行った。その結果、当該税制改正に係る要望事項について、任意課題1は316件、任意課題2は31件の意見が提出された。

本意見書は、これらの要望事項を参考とし、かつ、これまで本会が作成した税制改正に関する意見書、日本税理士会連合会の税制改正に関する建議書等を比較検討して、支部長会の協議及び理事会の議決を経て取りまとめたものである。

2. あるべき税制構築のための基本理念

租税は、国や地方公共団体などの活動を維持するための財源として、法律に従い、金銭その他の財貨を強制的に徴収する機能を有している。

財源調達機能という租税の目的を達成するためには、景気回復などの経済政策、少子高齢社会への対応、所得再分配などの社会環境に即応する様々な政策を考慮しつつ、その時代に適した税制を構築していかなければならない。現在では、年金や医療・介護などの社会保障費が急激に増加し、深刻な財源不足に陥っている。財政の健全化を推進するには、所得課税だけでは賄いきれるものではなく、所得・消費・資産のバランスよい課税を行っていくことが必要である。

経済のグローバル化が急速に進展し、我が国の企業も、自国の市場経済だけでなく、世界的な市場経済をも見据え経済活動を行っており、法人所得課税においては、我が国企業の国際競争力を削ぐことのないように配慮すべきである。そして、企業の経済活動に関わる税制の検討は公平性や中立性を尊重すべきであり、租税特別措置に見られる特定業種の保護政策は必要最小限に留める必要がある。

そこで、あるべき税制の具体化にあたっては、以下の視点に十分配慮し、税制の構築が行われるべきである。

(1) 公平性に配慮した税制

租税は、担税力に応じて公平に負担されるべきである。公平の原則で留意すべき点は、水平的公平や垂直的公平とともに近年においては世代間の公平についても配慮されなければならない。

(2) 中立性に配慮した税制

税制は、国民生活、経済活動、更には社会制度そのもののあり方に密接に関係しているが、特に経済活動をゆがめることのないよう税制の中立性に配慮しなければならない。

(3) 国民の理解が得られる簡素な税制

国民主権の下では、全ての国民が容易に理解できる簡素な租税制度が理想とされる。しかし、社会経済環境は情報化、複雑化しており、同様に租税制度も複雑化しているが、国民が理解しやすい租税制度に近づける努力が必要である。簡素な租税制度においては、納税者の事務負担と徴税コストが最小となるよう配慮されなければならない。

(4) 遡及立法の禁止

租税法主義における予測可能性や法的安定性が害されないことがないよう、租税法規不遡及の原則に従い、税制改正は不利益な遡及適用を行ってはならない。

Ⅱ. 今後の税制改革について

1. 消費課税について（継続要望・一部修正）

適格請求書等保存方式の実施により、事業者の事務負担の増加や取引上の不都合等が生じると想定されることから、適格請求書等保存方式実施後の運用状況を見定めたくうえで、必要な措置を講じ対応していくことが必要である。

我が国は、社会全体のデジタル化によって国民生活の利便性を向上させ、官民の業務効率化を図るため、デジタル社会の実現に向けて取り組んでいる。消費税についても、適格請求書等保存方式の下、デジタルインボイスを活用することによって、事業者の事務負担軽減や業務効率化等に寄与することが期待されることから、デジタルインボイスの普及を推進する施策を検討していく必要がある。

また、令和元年10月から消費税率を10%へ上げると同時に軽減税率制度を導入しているが、低所得者への逆進性対策等の観点から不十分な制度であることから、単一税率とした上で別途低所得者に対する給付金の交付措置等を実施する必要がある。

消費課税においては、小規模事業者の事務負担や税負担に配慮した特例措置の継続は、優先すべき課題として捉える必要がある。また、非課税制度については、消費税の例外的な取り扱いである非課税取引を設けることにより、消費税本来の機能である仕入税額控除が制約を受けることとなるため、非課税制度の趣旨を尊重しつつ、その適用範囲を縮小することを視野に入れた検討が必要である。

2. 所得課税について（継続要望・一部修正）

所得税は、担税力に即した課税ができることに利点がある。この担税力とは、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する最低生活費の水準を超える部分と考えられている。

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、所得税の課税対象から最低生活費を除くことで、簡単に担税力を判断できることから、合理的な方法である。そして、その水準は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する水準であることを考慮すると、財政事情を考慮しつつ生活保護の水準等に合わせるのが望ましい。

近年、所得再分配機能の回復の観点から、配偶者控除等に遡減や消失する仕組みが導入されたが、これは生存権を保障する憲法の要請からみて適切でない。

また、基礎的な人的控除については所得控除方式により行い、その他の所得控除項目については可能な限り税額控除方式に転換し、所得再分配機能を一定程度回復することを検討すべきである。

年末調整制度については、源泉徴収義務者による税額計算制度であり、適正な税額計算を行ううえで源泉徴収義務者に一定の事務負担が生じているが、近年の税制改正によりその負担はより一層重くなっているため、制度の簡素化を図ることが適当である。

3. 法人課税について（継続要望・一部修正）

近年における我が国の法人課税は、国際比較の観点から税率の引下げをする一方で、税収の確保を目的として課税ベースの拡大が行われてきた。

税収の中長期的な安定のためには国内企業の持続的な成長が不可欠であり、国内企業の生産性向上、デジタルトランスフォーメーション、グリーントランスフォーメーションの推進に資する投資を後押しする税制措置については、積極的に拡充を図るべきである。例えば、減価償却資産の耐用年数についての弾力的な見直しや青色欠損金の繰越控除制度に係る損金算入額の制限措置の見直し、同制度に係る控除期間の延長又は無期限化も検討するべきである。

また、役員給与は職務執行の対価であり、会社法においては定款又は株主総会等の決議によ

って支給額を定める旨を規定し、企業会計においても費用として処理することとされている。しかしながら、現行の役員給与税制は原則損金不算入であり、損金算入できる役員給与は一部に限られることから、会社法及び企業会計の理念と乖離が生じているといえる。また、近年、社会的な要請が強まっている ESG 指標等の非財務情報を役員給与計算に取り入れるに当たっても使いやすい制度とはなっておらず、抜本的な見直しを検討するべきである。

4. 中小法人課税について（継続要望・一部修正）

租税特別措置については、特定の政策目的達成のために租税の減免等を行うところ、国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与する必要があることから、毎年度、適用期限が到来するものを中心に、廃止を含めゼロベースで見直しを行うこととしている。しかし、中小企業は、我が国法人数の約 99%を占め雇用者数の約 70%を担っているにもかかわらず、その多くは財務基盤が脆弱である。中小企業の成長・発展に資する租税特別措置は存置すべきであり、交際費の定額控除限度額制度、少額償却資産の損金算入制度、賃上げ税制等の既存の租税特別措置法の延長を行う必要がある。

また、中小企業は、グローバル化の進展に伴い競争相手が国内外に広まり益々厳しい状況にあるところ、財務基盤の強化を図ることが急務であり、留保金課税制度や青色欠損金の期間制限は廃止すべきであるが、留保金課税制度については少なくとも現行の適用除外を維持する必要がある。

さらに、積極的な設備投資や起業家を多数輩出するために、新たな税制の導入及びスタートアップ企業の成長を促す税制を構築することが必要である。

5. 資産課税について（継続要望・一部修正）

（1）相続税の課税方式について

令和 5 年度税制改正大綱において、「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」を掲げ、生前贈与の加算期間が伸長された。資産移転の時期の選択に中立的とは、贈与、相続により財産の移転時期に関わらず、一生涯を通じて取得する財産に対する税額に差異が生じないことをいう。移転時期の中立性が確保されれば、高齢世代が保有する資産をより早いタイミングで若年世代に移転させることが可能となる。

しかしながら、贈与税・相続税が別個の体系となっているため、贈与時点において将来の相続税負担を予測することは難しく、資産移転の時期の選択に中立的とは言えないため、資産移転の早期化を阻害している可能性がある。

また、近年では、相続人の意識変化により自己の相続分を強く主張する傾向がみられる。そのため遺産分割協議の不調により相続税の共同申告が行われていないケースも散見される。さらに、親族外の者が事業承継税制を適用した場合には、その親族外の者に贈与者に係る相続税の申告義務が課せられている。いずれも、相続人及び事業承継者にとって、被相続人の財産すべてを把握することは困難である。他にも、法定相続分課税方式は公平性に欠けるなど、既に様々な問題点が指摘されている。

これらを解決するためには、課税方式を変更した際の種々の課題に配慮したうえで、遺産取得課税方式に改めるべきである。

（2）事業承継のための必要な措置について

中小企業の事業承継問題の解決を図るためには、①非上場株式の相続税評価額を引き下げること、②非上場株式の贈与税及び相続税の納税猶予制度における免除要件を緩和すること、③回収困難なオーナー貸付金の評価引き下げ等、所要の措置を講じること、④事業を承継する後継者の相続税負担を軽減することにより、中小企業の事業の承継や継続を支援すべきである。

6. 地方税について（継続要望・一部修正）

地方公共団体の役割を適切に果たすための財源は、本来自主財源を中核とする必要があるた

め、財政需要に応じた税財政構造を構築し、地方公共団体が自立的に運営できる税源基盤をつくりあげることが地方税制に求められている。

法人事業税においては、外形標準課税の対象法人数が、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少しているとされ、令和5年度税制改正大綱において、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方について検討を行うとされた。外形標準課税の対象法人が減資等により外形標準課税の対象外となった法人について、何らかの対応を検討することは必要と考える。しかしながら、中小企業は大企業に比べて労働分配率が高いことを考慮し、持続的な賃上げ実現のためにも、外形標準課税の対象となっていない中小企業まで対象とする適用対象法人の拡大はすべきではない。

さらに、中小企業に対しては法人事業税所得割の税率の区分は維持すべきである。逆に近年のビジネスの多様化等を鑑みると個人事業税の課税対象事業について見直すとともに事業主控除を引き上げる必要があるものと考えられる。

償却資産税については、少額減価償却資産の申告対象からの除外などの課税客体の見直し、法人の申告期限見直しが必要である。土地に対する固定資産税評価額は、土地評価の均衡化・適正化のため各種税負担の調整措置について税率を含めて見直しをする必要があり、住宅用高層建物をはじめとした建物の評価については、固定資産評価基準の見直しが必要である。さらに、固定資産税の審査申出制度について、公平性を担保するために制度の見直しを要望する。厳しい財政状況下において、地方税制の果たすべき意義は大きく、上記の他にも、住民税の現年課税化や法定外税の適正な課税など、地方税制をめぐるさらには議論が必要であろう。

7. 国際課税について（継続要望・一部修正）

令和3年10月、経済協力開発機構（OECD）は、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための二本の柱からなる解決策に関する声明」及び「詳細な実施計画」を公表した。

巨大IT企業などへの国際課税の見直しや軽課税国への利益移転への対抗策として、法人税の最低税率の水準は「15%」と明示された。わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながることが期待されるものの、今後、国際的なルールづくりが具体化していく過程で、国内法の改正が必要となる場合においては、国内の企業に意図せざる課税が及ぶことのないよう十分に配慮すべきである。

また、租税回避スキームの開発・販売者あるいは利用者に税務当局へのスキーム情報の開示を義務付ける義務的開示制度については、国際的な視野において導入する潮流にあるものの、租税法主義に基づく我が国の税法体系との整合性や、納税者の権利保護が脆弱であることを踏まえて、情報開示制度や一般的租税回避否認規定等の諸制度との関連について十分な議論が要求され、導入の可否から慎重に検討する必要がある。

8. 納税環境整備について（継続要望・一部修正）

（1）デジタル社会・グリーン社会の実現について

中小企業者においては、財務基盤が脆弱であることに加え、デジタルリテラシーが必ずしも高くなく、デジタル化の大前提である情報セキュリティ対策も十分とはいえない場合が多いことに鑑みると、電子帳簿等保存制度を活用できる中小企業者は少ないと考えられる。電子取引の取引情報に係る電子データの保存に関する猶予措置が設けられたが、猶予措置で対応するのではなく、中小企業者の実情や社会の動向を踏まえて、その保存要件を再検討すべきである。

また、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指している。これは産業構造や経済社会に大きな変革をもたらすものであり、例えば、製造業においては製造プロセスの変革、運輸業においてはプラグインハイブリッド車等の次世代自動車の導入などが求められることから、中小企業者にとっても大きな影響がある。

デジタル社会やグリーン社会といった社会全体の変革において、財務基盤が脆弱で経営資源の乏しい中小企業者については、国の支援が必要不可欠であり、税制による支援だけではなく、助成金の給付なども含めた支援が極めて重要である。

なお、デジタル化によって官民における情報連携の推進が期待される場所、行政が保有する情報のうちいわゆるビッグデータとして国民に有益なものは、積極的に民間利用させるべきである。また、デジタル化の進展によって、いわゆるプラットフォームを通じて労務を提供する者などへの課税問題が生じ始めており、支払調書のような資料情報制度や源泉徴収義務の範囲の拡大に加え、そのような所得を得た納税者が簡素で安定的に納税申告できるよう、納税者利便の高い仕組み作りを検討すべきである。

(2) デジタル化と納税者の権利保護について

行政がデジタル技術やマイナンバーを活用して情報収集する場合には、プライバシーに配慮するとともに、適法・適正な手続きに基づき行われるよう手続規定を整備すべきである。

また、国税庁においては、将来的なAI（人工知能）の活用を見据え、幅広いデータ分析により、課税・徴収の効率化・高度化を図ることとしているが、とりわけAIにおいては、プライバシーの確保や透明性などに課題があることから、内閣に設置されている統合イノベーション戦略推進会議が決定した「人間中心のAI社会原則」（平成31年3月29日決定）における「AI社会原則」を遵守し、納税者の権利を侵害しないシステムの構築をすべきである。

なお、急速なデジタル化の推進は、デジタル機器を利用できる者と利用できない者との間に格差（デジタル・ディバイド）が生ずる可能性があることから、法令の制定のみに留まることなく、安全・安心に行政手続が行えるよう運用上の整備が求められる。

(3) マイナンバー制度と納税者利便の向上について

個人番号の利用範囲については徐々に拡大しているところ、個人番号は、個人を特定するための機能に優れているものであることから、個人番号とそれに紐づいた個人情報外部に漏れいしたり、不正に利用されたりすると、国民の権利利益を侵害する危険性がある。また、デジタル化の推進により、個人情報の収集が容易に行えるようになるとともに、その連携が瞬時に、かつ、大量に行われることから、個人情報の漏れいや不正利用のリスクは増大することになる。

個人番号の利用範囲の拡大にあたっては、個人情報の漏れい対策や不正利用の防止等を徹底した上で、行政の効率化だけでなく納税者利便の向上に資する観点が重視されなければならない。

また、マイナポータルについては、オンラインで行政手続を行う場合の窓口を担うこととされており、行政手続において重要な役割を果たすことから、納税者利便の向上に資する積極的な活用を検討すべきである。

(4) 租税教育の充実について

税は、社会を支える公共サービスの費用を賄うものであり、国民が安心して暮らしていくために重要な役割を果たしている。国民一人ひとりが税の意義・役割を正しく理解し、社会の構成員として税のあり方を主体的に考え、納得感を持つことが必要である。

税に対する国民の理解を深めていくためには、学校での子供への租税教育のみならず、今後は社会人等に対する租税教育を一層充実させる必要がある。そのためには、租税制度の正しい理解、租税の意義を学ぶ機会の提供とともに、租税教育を主体的に受けようとする者の参加意識を後押しするため、納税者が租税教育を受けるための税制上のあり方を検討すべきである。

Ⅲ. 重要な改正要望事項

本意見書における重要な改正要望事項は、次のとおりである。

1. 消費税の税率を単一税率とし、低所得者に対する給付金の交付措置により逆進性対策を講ずること。(消法 29) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

消費税の軽減税率制度は、低所得者の逆進性対策を目的として導入したにもかかわらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的であるのに対し、消費の多い高所得者層に負担軽減効果を与え、本来の機能を果たしているとはいえない。

そのため、消費税の税率は単一税率とし、低所得者の逆進性対策は、給付金の交付措置などにより、消費支出の負担軽減策等を構ずる必要がある。

2. 役員給与税制を抜本的に見直すこと。(法法 34) (継続要望)

【意見及び理由】

会社法は役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益を報酬等である旨規定し、企業会計上も費用処理をすることとされている。これに対して、役員給与税制は、損金の額に算入される役員給与を「定期同額給与」、「事前確定届出給与」及び「業績連動給与」に限定し、いずれかの給与に該当しなければ損金不算入とし、また、当該給与に該当する場合であっても、「不相当に高額な部分の金額」及び「事実を隠蔽し、又は仮装して経理をする」ものは損金不算入とする、いわば原則損金不算入という規定になっている。

さらに、「定期同額給与」及び「事前確定届出給与」は、税法固有の概念となっているところ、「業績悪化改定事由」及び「臨時改定事由」の適合性について、通達や質疑応答事例等で明らかにしているのみであり、租税法律主義の観点からの問題も多い。

役員給与の本質は、職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金の額に算入されなければならない。したがって、役員給与税制は、損金不算入となる役員給与のみを別段の定めとする条文構造に見直し、課税要件を明確にすべきである。

3. 所得税の確定所得申告書の提出期限について、期限を見直すこと。(所法 120) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

所得税の確定所得申告書の提出期限は3月15日であるが、諸外国に比べ申告期限が短く、納税者にとって過度の事務負担となっている。さらに、消費税の軽減税率や、適格請求書等保存方式の導入により、納税者の事務負担が著しく増加することが予想される。

そのため、申告期限を1か月後ろにずらすなど見直すべきである。同時に、消費税についても期限を見直すべきである。

なお、本見直しにより、地方自治体における個人住民税の賦課徴収等に関する事務、社会保障事務等に多大な影響が生じることが予想される。見直しに当たっては、関連諸制度の改正を含めた一体的な検討が必要である。

IV. 改正要望事項

【一. 所得税及び法人税に関する事項】

1. 基礎的な人的控除について控除額の水準を見直すこと。(所法 72～86) (継続要望)

【意見及び理由】

憲法第 25 条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、これを保障するための法律である生活保護法では「最低生活」について規定している。

そして、基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、本人及び家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとの理由から、憲法第 25 条生存権の保障の租税法における現れである。

生活保護法と基礎的な人的控除は、憲法第 25 条に基づいているものであることに鑑み、人的控除の最低限度の生活を維持するための最低生活費については、生活保護程度の水準に合わせていくべきである。

2. 低所得者について、給付付き税額控除方式制度の導入により社会保険料のうち一定額の還付を行う制度を導入すること。(所法 72～86) (継続要望)

【意見及び理由】

少子高齢が更に進むことで、若年層の税及び社会保障の負担は、現行の仕組みのままでは、更に増加することが予測される。厚生労働白書によると、少子化の原因は、若年層の低所得化である。そのため、この部分にターゲットを絞り、所得再分配機能を強化することが、少子化対策として重要なことと考える。

勤労する若年層の低所得者に対する措置として、税と社会保障の一体的な負担の調整が必要であるが、これに対しては、低所得者の社会保険料負担を税で補う方法（給付付き税額控除方式）が考えられる。課税最低限である人的控除額とその他の所得控除の額の合計額が、所得を上回る場合には、その上回った部分に係る社会保険料相当額の税額を給付する方法である。給付を受ける場合には、原則確定申告が必要となるが、給与所得者については、年末調整等を通じ給付を実現する方法が考えられる。

運用面においては、マイナンバー制度を有効に活用していくことが望まれる。

3. 少子化対策として、納税者に 16 歳未満の年少扶養親族がいる場合には、扶養控除が受けられるようにすること。(所法 84) (継続要望)

【意見及び理由】

中小企業白書によれば、現在の傾向が続けば、令和 47 年には、我が国の人口は 8,808 万人となり、1 年間に生まれる子どもの数が現在の半分程度の約 56 万人、また、高齢化率は約 38% に達するという厳しい見通しが示されている。

年少扶養親族に対する扶養控除については、平成 22 年改正により、所得再分配機能の回復や「控除から手当へ」との考え方のもと、子ども手当の創設とあいまって、廃止された。子ども手当は（現行の児童手当）は、その後、一定の所得制限が設けられている。

しかしながら、本来、所得に関わらず少子化への対策はされるべきであり、扶養控除は、憲法第 25 条の生存権を保障するための最低生活費控除であるから、その廃止は、憲法上の要請に

より適切ではない。

したがって、年少扶養親族に対する扶養控除の適用について見直しすべきである。

4. 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等の対象を拡大し、適正対価の必要経費算入を認めること。(所法 57) (継続要望)

【意見及び理由】

事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費不算入の規定は、シャープ勧告により、世帯単位課税から個人単位課税に変更された際、要領のよい納税者に対する抜け道封じのためにできたものであるが、同じ趣旨の資産所得の合算課税制度は既に廃止されている。

また上記規定は、租税回避を意図としない独立事業者間における適正対価の支払いについて考慮しておらず、配偶者その他の親族が居住者とは別に事業を営む場合であっても、居住者と生計を一にする限りは必要経費に算入されない。

そこで、対価の授受を行う親族の双方に正規の簿記の原則に従った帳簿要件を課すとともに、適正対価に関する届出といった租税回避防止措置を講じたうえで、必要経費に算入すべきである。

5. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌年以降3年間の繰越しを認めること。(措法 31、32 等) (継続要望)

【意見及び理由】

法人が不動産を譲渡した場合には、その譲渡損失はその法人の他の利益と通算される。これに対し、個人が業務用の用に供していた不動産を譲渡したことによる譲渡損失はその個人の他の所得とは損益通算されない。

法人・個人間の課税の公平の確保と譲渡損失が生じた場合の担税力の観点から、個人が業務用不動産を譲渡したことにより生じた譲渡損失について、損益通算等を認めるべきである。ただし、取得価額の引継ぎを利用した含み損失のある業務用資産の贈与による過度の節税策を回避するため、相続時精算課税により贈与された業務用不動産に係る譲渡損失のうち一定のものは損益通算等を認めるべきではない。

6. 公的年金等受給者が受ける公的年金等控除を見直すこと。(所法 35④、措法 41 の 15 の 3) (継続要望)

【意見及び理由】

給与を得ながら公的年金等を受給する者と給与のみ又は公的年金等のみを得る者との世代間格差や世代内格差が一部緩和された。しかし抜本的な改革とは言い難く、給与課税等とのバランスを考慮して、公的年金等控除額の計算上、公的年金等と給与収入の合計額を基にみなし給与所得控除額を計算し、実際の給与所得控除額との差額を公的年金等控除額とし、給与を得ながら公的年金等を受給する者にも現役世代並みの負担を求め、浮いた財源を富の再分配として低所得者対策に充てるべきである。

ただし、65 歳以上の高齢者の就業機会が減少する状況に鑑み、公的年金等のみの高齢者や公的年金等と給与収入の合計が少ない高齢者に配慮するため、公的年金等と給与収入の合計額が 330 万円以下の 65 歳以上の高齢者については、みなし給与所得控除額を 110 万円の定額控除(収入金額を控除額の限度)とすることで、公的年金等控除の定額控除の 110 万円は維持すべ

きである。

7. 事業承継促進のため第三者間で株式を売買した場合、売手側のみなし譲渡課税を不適用とし、個人である買手側の受贈益課税について非課税とすること。(所法 59、相法 7)
(継続要望)

【意見及び理由】

中小企業の事業承継税制については、非上場株式の贈与税及び相続税の納税猶予の特例制度の創設により、適用件数が平成 30 年度において年間 3,000 件を超え大幅に増加した。

しかしながら、中小企業庁の『第三者承継支援総合パッケージ』では潜在的な後継者不在の中小企業数が 127 万者あるとされ、後継者不足による黒字廃業を余儀なくされているのが現状である。中小企業存続のためには、第三者承継を促進させる必要があるが、後継者候補が、会社を買取するための対価を支払えないケースも考えられる。

そこで、事業承継型M&Aとして、第三者間で現金により株式を売買した場合には、特例承継計画の認定を条件に、売手側のみなし譲渡課税を不適用とし、個人である買手側の低額譲受時の贈与税のみなし受贈益課税について非課税とすべきである。

8. 暗号資産の取引の課税の適正化を図るため、特に次に掲げる事項を見直すこと。

(1) 暗号資産の証拠金取引により生じた損益について分離課税とし、3年間の損失の繰越を認めること。(所法 27、35、36、措法 41 の 14、41 の 15) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

国税庁により現物取引については、その年の暗号資産取引に係る収入金額が 300 万円を超え、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存がある場合、原則として、事業所得であることが明記された。

一方で、証拠金取引については、特段改正がない。他の金融商品取引との課税の公平性の観点、また、適正な課税の実現のため、取引時の確認義務が課されている国内登録交換業者を通じて取引したことにより生じた利益は分離課税とし、損失については3年間の繰越を認めるべきである。

(2) 国外転出時課税の対象資産に暗号資産を含めること。(所法 60 の 2) (継続要望)

【意見及び理由】

現状の国外転出時課税の対象資産は、有価証券(株式や投資信託など)、匿名組合契約の出資の持分、未決済の信用取引・発行日取引及び未決済のデリバティブ取引(先物取引、オプション取引など)が該当するが、暗号資産は対象外である。暗号資産の種類によっては、莫大な利益が生じているものもあるため、国外転出時課税の対象に含めることで課税逃れを防ぐべきである。

(3) 暗号資産を共通報告基準(CRS: Common Reporting Standard)に含めること。(実施特例法 10 の 5 ⑦、実施特例令 6 の 6、6 の 7) (継続要望)

【意見及び理由】

国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間

で自動的に交換する報告金融機関等及び特定取引の範囲に、暗号資産交換業者及び暗号資産取引を対象に含めるべきである。

9. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にすること。(所税 125、144、消税 45) (継続要望)

【意見及び理由】

相続が発生すると、相続人は、3か月以内に相続財産の状況を調査して、単純承認、限定承認又は相続放棄のいずれかを選択することを迫られる。これらのいずれを選択するか決定できない場合は、3か月の熟慮期間内に家庭裁判所に対して伸長の申立てを行うことにより、3か月を経過してもその伸長が認められた期間内である限り、相続放棄や限定承認が可能となる。

一方、現行所得税法や消費税法の準確定申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内とされている。また、業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限も4か月以内とされている。

少子高齢化、単身世帯の増加に伴い、相続人が被相続人の財産状況の調査や相続するかどうかの選択をして、準確定申告書や青色申告承認申請書の提出準備をするには、短かすぎるので、納税者の申告実務の簡素化という点からも、所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び業務承継者の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告期限と同様にすべきである。

10. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。(所令 138、139、139の2、法令 133、133の2、134、措法 67の5) (継続要望)

【意見及び理由】

10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産の損金算入制度として一時に損金算入は認められず、3年間で損金算入されることとなっている。

また、取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間300万円までは中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により、全額損金算入が認められている。

しかし、事務処理の簡便化や税制簡素化の観点から、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げるべきである。

11. 報酬・料金等の源泉徴収について対象者を一律徴収とすること及び納期の特例を設けること。(所法 204①、所法 216) (新規要望)

【意見及び理由】

報酬等の源泉徴収の対象者は、限定列举されているが、働き方や仕事の多様化により、対象者か否かの判断が曖昧なものや、限定列举では徴収できない業種が現れてきている。

また、申告納税制度が原則であるものの、記帳水準の向上が依然として課題であること、確定申告に対するリテラシーが高いとは言えないこと等から、所得の把握は難しいという背景もある。

そこで、報酬等の源泉徴収の対象者を限定列举から一律徴収に変更するべきであると考える。

これにより、徴収漏れの回避につながり、また、会社側では対象者か否かの判断の必要がなくなり事務処理が簡素化されるものとする。

合わせて、小規模事業者への配慮として、報酬等の源泉徴収についても納期の特例を設け、毎月納付の事務処理負担の軽減を図るべきである。

12. 交際費課税の対象から「得意先等に対する慶弔禍福の費用」を除外すること。(措法 61 の 4) (継続要望)

【意見及び理由】

交際費等に該当するためには、行為の形態として「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為」であることが必要であるとされていることから、接待等に該当する行為すなわち交際行為とは、一般的に見て、相手方の快樂追求欲、金銭や物品の所有欲などを満足させる行為をいうものと解されている。

そうすると、「得意先等に対する慶弔禍福の費用」については、社会的儀礼による費用であり、法令解釈に適合する行為でもないことから、通常要する金額であること及び帳簿等に一定の記載要件を付すことを条件として、税務上の交際費等から除外すべきである。

13. 外国法人税額に係る税額控除制度における繰越期間を延長すること。(法法 69) (継続要望)

【意見及び理由】

外国法人税額のうち控除限度額を超える部分の金額は、3年間のみ繰越し、3年経過後は切り捨てる規定となっている。この3年間の繰越しは、日本と外国との課税時期の相違を調整するための期間として設けられているものである。しかし、東南アジアを中心とした新興国等において、3年間の繰越期間では課税時期を調整することができない事案が発生している。

そこで、国際間の二重課税を適切に排除するため、外国税額控除の控除限度超過額等の繰越期間については、我が国の更正の期間制限及び帳簿の保存期間を総合考慮して、5年に延長するべきである。

14. 減価償却資産の耐用年数を見直すこと。(新規要望)

【意見及び理由】

国際間競争力には設備投資が必要不可欠である。減価償却資産にかかる耐用年数は旧来物理的な効用持続期間によって定められてきたが、国際的なイコールフットイングをベースに、設備投資などにかかる耐用年数も企業が投下した資本を何年で回収できるかなどの発想によって定めるべきである。

また、中小企業においては金融機関からの借入れによる資金調達を元に設備投資をすることが多く、法定耐用年数が借入返済期間よりも長いと資金繰りの悪化につながる恐れがあり、設備投資を抑制しかねない。

ポストコロナを見据えた国内企業における持続的経済成長の要因である設備投資を促進するためにも、耐用年数の見直しをするべきである。

15. 賃上げ促進税制を給付付き税額控除制度にすること。(措法 42 の 12) (新規要望)

【意見及び理由】

賃上げ促進税制には制度上の問題がある。赤字企業や納める法人税が少額の企業においては、税額控除による還付税額が僅少であるためその効果を発揮することができずにいる。さらに、税額控除の恩恵が得られないため企業の賃金負担が軽減されず、雇用維持にもつながっていない。企業にとっては、賃上げに伴う社会保険料の負担も相対的に重くのしかかっており、新規雇用や従業員の所得増加を阻む要因にもなっている。

このような実態を改善するためにも、税と社会保険料負担を一体的に調整する仕組みを作る必要がある。すなわち、賃上げ促進税制による税額控除のうち控除しきれない金額については、社会保険料の一定額を税で還付するといった、給付付き税額控除制度を採用すべきである。

【二. 消費税に関する事項】

16. 現行の納税義務の免除制度を抜本的に見直し、新たに小規模事業者の申告不要制度を創設すること。(消法 9) (継続要望)

【意見及び理由】

現行の納税義務の免除制度は、原則として過去の一定期間である基準期間の課税売上高により判定がされているため、必ずしも課税期間における事業実態を反映しているとは言えず、不合理な状況になっていると推認できる。

小規模事業者の事務負担への配慮を達成するためには、現行の納税義務の免除規定を抜本的に見直し、すべての事業者を課税事業者とするが、課税期間における課税売上高が一定金額以下となる場合には申告不要とする制度を創設すべきである。

17. 簡易課税制度のみなし仕入率を見直すとともに、確定申告時における選択方式とすること。(消法 37) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を軽減する目的で措置されたものであり、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回り、いわゆる益税が発生している実状について、本来の趣旨を没却しているといえる。そこで、みなし仕入率は、実際の課税仕入率の水準に近づける必要がある。

また、中小事業者の経営が不安定であること及び突発的な設備投資の発生などを考慮し、当課税期間における課税売上高が五千万円以下である場合は、他の規定で制限を受ける場合を除き、確定申告時に本則課税か簡易課税かを選択することができるよう改正すべきである。

18. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置を継続すること。(平成 28 年改正法附則 52、53) (新規要望)

【意見及び理由】

インボイス制度実施に伴う経済的負担の増加が、免税事業者及び多数の免税事業者と取引を行う事業者に集中してしまうことは適切ではなく、経済的負担の軽減を図るため、令

和11年9月30日まで設けられている適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについての経過措置を当面の間継続すべきである。

19. デジタルインボイスの普及を促進する施策を講じること。(消法30、57の4)(新規要望)

【意見及び理由】

適格請求書等保存方式は、デジタルインボイスを導入することにより、業務コスト及び事務負担が軽減され、業務の効率化が図られるものである。そのため、適格請求書等保存方式の実施による事業者の事務負担の増加に関しては、デジタルインボイスを活用することにより対応可能であると考えられることから、デジタルインボイスを早期に普及させることが必要と考えられる。特に小規模事業者等に対しては、業務のデジタル化及びデジタルインボイスの導入を促進するため、デジタル化への転換に係るインセンティブ措置として、移行資金の補助又は税額控除制度を講じる必要がある。

【三. 相続税及び贈与税に関する事項】

20. 相続税の課税方式を遺産取得課税方式に変更すること。(相法15、16、17他)(継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

令和5年度税制改正大綱では、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が始まった。そこで、現行の相続税の課税方式における、以下のような問題点を解消するため、遺産取得課税方式に改めるべきである。

- ①均分相続をした場合と1人の相続人が全財産を相続した場合の税負担が同一というのは、超過累進税率のもと、相続人間の垂直的公平が担保されない。
- ②被相続人の遺産総額により、同じ金額の財産を相続したにもかかわらず税負担が異なるというのは、水平的公平が担保されない。
- ③一定の相続人の申告漏れが、他の相続人の相続税額の追加納付につながる。
- ④小規模宅地等の特例や農地の納税猶予などの減税効果が、事業等の継続と無関係な相続人にも及んでしまう。
- ⑤相続人間の遺産分割にかかる係争及び非上場株式の親族外承継などにより、1人の納税義務者が相続財産の全容を把握することが困難な状況を招き、適正な相続税の申告をすることができない問題がある。

なお、変更の際には、基礎控除額や税率構造の見直し、配偶者の税額軽減のあり方、未分割財産に対する課税方法、制度変更に伴う抵抗感などを十分議論することが必要である。

また、現行の相続税及び贈与税の連帯納税義務の制度は「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」の阻害要因となるため、廃止をすべきである。

21. 相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても小規模宅地等の特例の適用を受けられるようにすること。(措法69の4)(継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

相続時精算課税制度の適用を受けた宅地等については、当該規定により相続税の課税価格に

算入されることとなっても、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることができないこととされている。そこで本来、本特例の対象となる可能性のある事業用宅地等や居住用宅地等を相続時精算課税の対象として生前贈与することは、特定贈与者及び受贈者にとって著しく不利であり、また、生前の贈与を相続時に精算するという当該制度の趣旨とも合わない。「資産移転の時期の選択により中立的な税制」を構築するためには、相続時精算課税制度の普及が必要であり、本制度の利用阻害要因は取り除くことが望ましい。

したがって、相続時精算課税の適用を受ける宅地等についても、次の要件を満たす特定精算課税贈与事業用宅地等及び特定精算課税贈与居住用宅地等に限り、小規模宅地等の特例の適用を受けられるようにすべきである。

- ①特定精算課税贈与事業用宅地等 特定受贈者が、贈与の時までに当該宅地等の上で営まれていた特定贈与者の事業を引き継ぎ、贈与時から特定贈与者の相続に係る相続税の申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること。
- ②特定精算課税贈与居住用宅地等 特定受贈者が贈与の直前から特定贈与者の相続開始の直前まで引き続き当該宅地等の上に存する特定贈与者の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた者であって、贈与時から特定贈与者の相続に係る相続税の申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該建物に引き続き居住していること。

22. 非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予について、次に掲げる見直しを行うこと。(措法70の7～70の7の8)

(1) 納税猶予に係る免除の要件を緩和すること。(継続要望)

【意見及び理由】

非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予について、猶予税額が免除となる事由に一定期間経過したことを追加すること。

一定期間経過による免除規定がないことで、後継者が長期間に渡り猶予された本税及び利子税の支払リスクを負うこととなり、精神的な負担も大きいと言える。そこで、当該免除規定を創設することで、後継者が負う負担が軽減され、当該納税猶予の適用を受ける者の増加が期待できる。

一方で、仮に一定期間を10年から20年とした場合、その期間経過後に納税猶予の確定事由が生ずる事例はごく一部に限定されるものと思われ、税収への影響も小さいものと思われる。さらに、一定期間経過後は管理する必要がなくなり、行政執行側の負担軽減効果も期待できる。

また、遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて株式の移転が行われた場合、一定の要件のもと確定事由に該当させない等、所要の見直しも必要である。

(2) 納税猶予に係る宥恕規定を創設すること。(継続要望)

【意見及び理由】

非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予について、現行では、やむを得ない事情がある場合であっても、提出期限までに書類を提出できない場合は、猶予された税額が確定してしまうので、宥恕規定を創設すべきである。

23. 財産評価基本通達において評価の適正化を図るため、特に次に掲げる財産の評価を見直すこと。

(1) 非上場株式の評価について（相法 22、26 の 2、評通 20-2、179、185、186、189、205） （継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

相続税法第 22 条による時価評価の一つの方法として、評価会社の時価純資産価額を基礎とする純資産価額方式は、企業価値を反映できる優れた方法である。今後更に会社の実態を反映するため、次のように改めるべきである。

- ①会社が今後負担することとなる退職給付債務の計上を認める。
- ②換金性が不明な営業権については評価しない。
- ③課税時期前 3 年以内に取得した土地等及び家屋等について、通常取引価格に相当する金額（土地等については公示価格等、家屋等については帳簿価額等）による評価ではなく、相続税評価額（土地等については路線価、家屋等については固定資産税評価額）による。

(2) 純資産価額の評価等についての特例（措法）（新規要望）

【意見及び理由】

(1)以下の財産は事業を遂行する上で、実質的には無価値であるが、相続税法の時価の概念上では、財産として認識せざるを得ないため、株式の評価額が意図せず高額になってしまい、事業の承継や継続の阻害要因となっている。そこで、以下の財産については、事業継続をする前提において、一定の要件を付した上で、純資産価額の計算上、評価しないこととする特例を設けるべきである。

- ①直前前期末以前から計上されている、売掛金、未収入金、棚卸資産、仕掛品等
- ②機械装置、工具器具備品、ソフトウェア、その他事業遂行上必要な資産（貸付事業に係るものを除く）

(2)事業の用に供されている宅地等については、個人所有であれば、小規模宅地等の特例の恩恵を受けることができるが、純資産価額計算上においては何ら恩恵を受けることができず、事業の承継や継続の阻害要因となっている。そこで、不動産貸付事業以外の事業の用に供されている宅地等については、事業継続をする前提において、一定の要件を付した上で、純資産価額の計算上、400 m²まで 80%減額すべきである。

(3) 個人事業主の事業用資産について（措法）（新規要望）

【意見及び理由】

青色申告者である個人事業主（不動産貸付業を除く）の事業用資産について、実質的に換金性のないもの、事業継続のため必要不可欠である次に掲げるものについては、相続税の課税対象から除外すべきである。

- ①相続開始の日の属する年の前々年以前から計上されている、売掛金、未収入金、棚卸資産、仕掛品等
- ②機械装置、工具器具備品、ソフトウェア、その他事業遂行上必要な資産（貸付事業に係るものを除く）

(4) 同族会社のオーナー貸付金について (措法) (新規要望)

【意見及び理由】

同族会社のオーナー貸付金については、債務者である同族会社が債務超過に陥っている場合、回収見込額が額面額を下回るにもかかわらず、額面額で評価することは適正な時価評価と乖離しており、過度な相続税負担が強いられるため、相続人からの資金援助がおぼつかなくなるなど、事業承継の弊害となっている。

そこで、相続開始の日の3年前の日の属する事業年度から引続き債務超過であり、かつ、その各事業年度のいずれも課税所得がマイナスである場合には、同族会社の株主である被相続人からの借入金について、下記の取扱いを認めるべきである。

- ①被相続人の有する非上場株式の評価において、純資産価額を計算する際、相続税評価額による純資産額がマイナスとなる場合、被相続人からの借入金額を限度として当該マイナス額相当額を被相続人からの借入金額を減額して評価すること。
- ②相続税の申告期限までに相続人から債務免除を受けることを条件に、①により減額された借入金相当額を、被相続人の貸付金債権の評価上減額すること。

24. 暦年課税における相続開始前7年以内の生前贈与財産から各年の基礎控除相当額を除外すること。(相法19、21の5、措法70の2の4) (新規要望)

【意見及び理由】

令和5年度税制改正大綱によれば、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築のため、暦年課税を適用した生前贈与財産について、相続財産に加算する期間が7年に延長された。改正に伴い、贈与の記録・管理の事務負担を軽減するため、相続開始前7年以内の生前贈与のうち、相続開始前4年から7年の生前贈与財産の合計額から100万円が控除された残額が、相続税の課税価格に加算されることとなった。また、相続時精算課税については、2,500万円の特別控除の枠外で、暦年課税の基礎控除と同額の110万円の基礎控除が設けられた。

暦年課税における贈与税の基礎控除は、少額不追及の趣旨から設けられたものであり、相続開始前の生前贈与加算においても制度の趣旨は尊重されるべきである。さらに、相続時精算課税だけ基礎控除以下の贈与財産が除外されることは、平仄が合わされていない。

そこで、相続開始前7年以内の生前贈与財産のうち、毎年の基礎控除額以下の財産については、相続税の課税価格の加算対象から除外すべきである。

25. 財産評価基本通達「総則6項」の適用基準を明確化すること。(相法22、評通6) (新規要望)

【意見及び理由】

相続税の財産評価実務においては、時価把握の困難性・評価の簡便性・納税者間の公平性の観点から、財産評価基本通達による評価によらざるを得ないのが現状である。そうした中、納税者の行き過ぎた「租税回避行為」が問題視され、財産評価基本通達による時価評価が否認され、訴訟に発展するケースが散見される。(令和4年4月19日最高裁判決等)

財産評価基本通達は納税者の予測可能性としてメルクマールとなるはずのものである。しかし財産評価基本通達による評価が否認される「租税回避行為」の定義が明示されていない。そのため、どのようなケースが否認されるかの判断が困難であり、課税実務の現場は混乱している。

納税者の予測可能性を確保するため、財産評価基本通達による時価評価が否認される場合の

「総則 6 項」の適用基準を明確にすべきである。

【四. その他国税に関する事項】

26. 印紙税を廃止すること。(継続要望)

【意見及び理由】

印紙税は、経済取引について契約文書等を作成することにより、取引の当事者間において取引事実が明確となり法律関係が安定化される点に着目し、契約文書等の作成行為の背後に担税力を見出して課税する間接税に近い流通税であると説明されている。

しかし、契約文書等に担税力を見出す場合、契約書の作成が取引の成立要件になっている必要があり、かつ、その後の所得の発生に基因して所得課税等が行われる実状に鑑みれば、契約文書等がない取引に比して過重な負担を求めていることになる。

したがって、印紙税は、課税根拠としての十分な担税力を認識できないにもかかわらず課税をしているのであるから、廃止すべきである。

【五. 地方税に関する事項】

27. 償却資産に係る固定資産税の申告期限、資産の区分を見直すこと。(地法 341、383) (継続要望)

【意見及び理由】

償却資産に係る固定資産税の納税義務者は、賦課期日である 1 月 1 日に保有する償却資産を 1 月末日までに申告することとなっている。

事業を営んでいる個人の所得税の申告期限は 3 月 15 日、法人税の申告期限は決算日の翌日から 2 月以内とされており、これらの規定と償却資産に係る固定資産税の申告期限とは無関係となっている。

小規模な事業者が資産の保有状況を把握し、経理方法を決定するのは、所得税又は法人税の申告のため決算時期になることが多い。したがって、償却資産の申告を 1 月末日までに行うことは合理的ではない。

小規模な事業者に過度な事務負担を課すことなく、申告期限までに申告できるようにするためには、申告期限を所得税及び法人税の規定に合わせる必要がある。

また償却資産の区分については、地方自治体の規模を基因とする課税の不公平が生じないように、原則として所得税及び法人税の減価償却資産の区分に合わせ、全国一律の取扱いとなるように見直すべきである。

28. 固定資産税について 30 万円未満の少額減価償却資産を課税対象から除外すること。(地法 341、349 の 2、350、351) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

償却資産に係る固定資産税は、30 万円未満の少額減価償却資産が所得税及び法人税において必要経費又は損金の額に算入される場合、固定資産税の申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。制度の簡素化を図るとともに設備投資の促進、経済活性化に寄与する観点からも課税対象から除外すべきである。

29. 法人事業税について外形標準課税及び所得割の単一税率を中小企業に導入しないこと。

(地法 72 の 2 ①、地法 72 の 24 の 7) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

外形標準課税の課税標準のうち付加価値割は、法人が支払う給与に対して課税する比重が高いことから、雇用の確保や促進に対して直接影響を与えることになり、賃上げ促進税制に逆行することから、岸田内閣が掲げる「成長と分配の好循環」の連鎖を減退させる。中小企業に外形標準課税が導入された場合には、中小企業が大企業に比して労働分配率が非常に高いところ、①付加価値割による人件費の課税が雇用の促進を阻害する等の甚大な影響に派生すること、②大都市の税収が一層増加することにより地域間税収格差が益々拡大すること、③欠損法人割合の高い中小企業にとって税負担が重くのしかかること等の問題が顕在化するであろう。令和 5 年度税制改正大綱において、減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小を理由として、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しを検討するとされているが、資本金要件の拡大等により中小企業の適用は反対する。

また、令和 4 年度税制改正において、大法人に対する法人事業税の所得割について、年 400 万円以下の所得の部分の 0.4%の標準税率及び年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得の部分の 0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を 1%とされたが、中小企業はキャッシュフローが乏しく、担税力も不足している。特に昨今の新型コロナウイルス感染症の経営に対する影響は甚大である。また、大都市の税収が増加することにより地域間税収格差が拡大するおそれがある。したがって、法人事業税所得割の税率の所得区分は、中小企業においては引き続き維持すべきである。

30. 個人事業税について課税対象事業の範囲を見直すこと。また、事業主控除額を引き上げること。(地法 72 の 2、72 の 49 の 14) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

現在業種を限定して課税している個人事業税について、個人の行う事業については原則としてすべての業種に対し事業税を課税とし、法定業種のみを対象として課税する現行制度を見直すべきである。また事業主控除額は、平成 11 年度税制改正で 290 万円に引き上げられたが、給与所得者の令和 3 年分平均給与額は 443 万円(国税庁の民間給与実態統計調査)となっており、さらに直近 30 年分について平均給与額が 400 万円を下回った年は無い。事業主控除の性格からすれば、平均給与額と乖離しないよう控除額を少なくとも 400 万円程度に引き上げ、制度の目的に合致させるべきである。

31. 中小企業における事業税、都道府県民税及び市町村民税並びに個人事業主における住民税、事業税について欠損金の繰り戻し還付制度を創設すること。(継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

現行の欠損金繰り戻し還付制度は、法人税や所得税といった国税にのみ適用されており、事業税や住民税といった地方税には不適用となっている。地方税において導入されていない理由として、主として地方公共団体の財政規模が小さいことで財政運営に与える影響を考慮したものとされている。しかし制度の対象を中小企業及び個人事業主に限定することで、財政に与える影響は軽微に抑えることが可能であると考えられる。よって法人税及び所得税の欠損金繰戻し還付制度と同様に、地方税においても当制度の創設を求め、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として資金繰りに苦慮する中小企業及び個人事業主に対し、効率的な救済策を図る

べきである。国税と地方税の繰越欠損金の整合性の面からも制度を創設すべきである。

32. 固定資産税の評価方式・税率について所要の見直しを行うこと。(地法 350、地法 349 の 3 の 2、地法 423、425、固評基 2 章 3 節) (継続要望・一部修正)

【意見及び理由】

固定資産税に係る下記の事項について、見直しの検討を要望する。

①固定資産税の評価方式・税率を含めて抜本的に見直すこと

現行の土地の固定資産税制度は負担調整措置、一物三価制度などにより複雑かつ不透明になっている。時価に対する 7 割評価や小規模住宅用地の軽減、負担水準の上限の設定により、評価額、課税標準が時価よりも低く抑えられている一方、諸外国と比較して税率が 1.7% (都市計画税を含む) と高い水準となっている。財産評価基本通達との一本化などの評価制度の透明化・簡素化と合わせて税率の見直しを検討する必要がある。

②住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の見直し

バブル期における地価上昇時に住宅地の固定資産税の負担を軽減させるため平成 6 年に小規模住宅用地の軽減の規定の減額割合が 4 分の 1 から 6 分の 1 に変更された。バブルの終息、リーマンショック等により当時の固定資産評価額の高騰もおさまりをみせ、非住宅用地との税負担の格差も大きくなっていることから、減額割合を 4 分の 1 に戻す必要があると考えられる。

③固定資産税の審査申出制度を見直すこと

現在の固定資産税の課税において、評価額に不服がある場合には、固定資産評価審査委員会に審査申出することができることとなっている。しかし審査委員会の委員がその自治体の固定資産税課の元職員等で占められている自治体が多くみられ、納税者に対して公平性・中立性が担保されていない自治体がある。第三者機関としての中立性を担保するために、すべての自治体で相続税の財産評価などで土地の評価の知識を有する税理士を委員に参加させることを要望する。

④建物の固定資産評価額の算定方法を見直すこと

地方税法第 341 条 5 項において、固定資産の価格は適正な時価と規定されている。この適正な時価は固定資産評価基準により、建物の固定資産評価額は、家屋の再建築評点数に経過年数に応じた減点補正率乗じて求めた評点数に、評点一点当たりの価格を乗じて求めることとなっている。しかし求められた建物の固定資産評価額が時価と大きく乖離していることから、税率の見直しと合わせて固定資産評価額に係る算定方法の見直しが必要であると考えられる。

【六. 納税環境整備に関する事項】

33. 国税通則法第 1 条 (目的) に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。(国通法 1) (継続要望)

【意見及び理由】

平成 23 年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第 1 条の改正及び納税者権利憲章の制定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた本会としては遺憾である。

「政府は、国税に関する納税者の権利利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」とする平成 23 年度税制改正法附則第 106 条 (注) の趣旨を踏まえ、早急に国税通則法第 1 条 (目的) に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、併せて納税者権利憲章を制定すべき

である。

とりわけ、デジタル化の推進により、情報収集が容易になり、情報の蓄積が進むことにより情報漏えいが発生した場合の納税者への影響は甚大なものになりかねないことなどから、納税者権利憲章の制定は重要である。

なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、一般法たる行政手続法の目的規定と平仄をとるためには、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。

また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリック・コメントを実施するなど、国民（納税者）の十分な参加と監視が不可欠である。

（注）この条項は三党合意に基づき挿入されたものであるから、政権交代を経ても当然に遵守されるべきである。

34. 調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すること。（国通法 74 の 9、国税オンライン化省令 5 の 2 ①）（継続要望・一部修正）

【意見及び理由】

税務調査の事前通知は、書面又は電磁的方法により実施すべきであり、行政コスト削減の観点から、e-Tax、マイナポータル又は令和 3 年度税制改正において導入された「認定クラウド等」を活用すべきである。

35. 調査の目的をより具体的に通知し、また非違が疑われることとなった場合の質問検査等も事前通知すること。（国通法 74 の 9 ①三、④、国通令 30 の 4 ②）（継続要望）

【意見及び理由】

税務調査の事前通知に係る通知事項のうち「調査の目的」については、納税申告書の記載内容の確認又は納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無の確認その他これらに類する調査の目的を通知することとなっているが、調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高める観点並びに不服申立の便宜の観点から、より具体的な目的を通知すべきである。

また、その調査に係る一定の事項（調査の目的、調査の対象となる税目及び期間、調査の対象となる帳簿書類その他の物件）以外の事項について非違が疑われることとなった場合に行われる質問検査等については事前通知が行われませんが、その場合における質問検査等も事前通知を行った質問検査等と何ら差異はないことから、非違が疑われることとなった場合の質問検査等も事前通知すべきである。

36. 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。（番号法 39）（継続要望）

【意見及び理由】

法人番号は、個人番号とは異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用され、設立登記法人だけでなく人格のない社団等に対しても付番される。一方、個人事業主は自身の個人番号を用いなければならないが、漏えいリスクの回避と利便性の向上のためには、個人事業主についても個人情報保護に配慮した上で人格のない社団等と同様の手続で法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。

37. 公会計制度は複式簿記とし、財務諸表は国会の決算承認を立法化すること。(継続要望)

【意見及び理由】

現行の公会計制度で作成される国の財務書類は、単式簿記による現金主義会計で作成された帳簿等を基礎に、期末一括仕訳により必要な修正を加え発生主義会計に変更することも認められている。しかし、単式簿記による帳簿等は期末の金額が真実かつ公正であるという検証機能を持たない。そこで、国の財政状態を正確に把握し、信頼性が高く、かつ、有用な会計情報入手するためには、日々の会計処理の段階において複式簿記による発生主義会計を採用する必要がある。また、国会に提出（公表）された財務諸表については、国会での決算承認の審議及び議決が行われるよう立法化すべきである。

38. デジタルを活用した預貯金等の照会・回答業務に係る要件及び手続き等を法令で規定すること。(国通法 74 の 2～74 の 6) (継続要望)

【意見及び理由】

行政機関と金融機関との間で行われる預貯金等の照会・回答業務のデジタル化は、瞬時に、かつ、大量に預貯金等の情報を取得できることに加え、マイナンバーを利用するにも関わらず、不正な情報収集を防止する措置が講じられていないことから、重大なプライバシー侵害を惹起しかねない。そのため、納税者の権利利益保護の観点から、照会・回答業務に関する要件及び手続きを法令で規定すべきである。また、不正な照会を抑止する観点から、税務調査終了時に、当該照会・回答業務により得た納税者に係る情報を納税者本人に開示すべきである。

39. 電子帳簿等保存制度におけるスキャナ保存の要件の緩和を図ること。(電帳規 3) (継続要望)

【意見及び理由】

スキャナ保存については、電子取引に係る保存要件とは異なり、タイムスタンプの付与又は記録の訂正削除履歴が確認できるシステム（訂正削除できないシステムを含む）への保存が求められるなど、厳格な保存要件が課されている。そのため、経営資源に乏しい中小零細企業においてはハードルが高く、スキャナ保存の導入が進まない要因となっている。

また、現在の経理実務において、電子取引とスキャナ保存について大きな違いは無く、電子取引は事務処理規程に基づく運用上の措置で真実性を担保しているのに対し、スキャナ保存においては同様の措置を認めないとする合理的な理由はない。

不正行為が行われた場合においても、取引の全体像等を観察することで不正行為の把握は可能である。そのため、スキャナ保存に係る保存要件の更なる緩和を行ったとしても、不正行為リスクが極端に増加することは考えにくい。

したがって、スキャナ保存についても電子取引に係る保存要件と同程度の要件で足りることとし、特に中小零細企業における ICT を活用した経理業務の合理化、効率化を図るべきである。

40. Web 会議システム等を利用したリモート調査について、その手続き等を法令で規定すること。(国通法 74 の 2 以下) (新規要望)

【意見及び理由】

税務調査の効率化を進める観点から、大規模法人を対象に Web 会議システム等を利用したり

リモート調査が実施され始めている。国税庁の資料によると、Web 会議システム利用の前提として、①税務調査では機密性の高い情報のやり取りが行われることやシステムの脆弱性に起因するリスクがあることを相手方が理解していること、②調査法人が、通常業務において機密性の高い情報のやり取りを含め当該 Web 会議システムを利用していること、③調査法人の管理・支配する場所等において、相手方の使用に供する機器・接続環境を利用して、セキュリティポリシーの範囲内で活用するとしている。また、リモート調査時に特定の端末のみ調査法人のネットワーク回線に接続し、データサーバにアクセスすることも想定されている。

税務調査の効率化に資するものではあるものの、リモート調査を行う場合の手続きやデータへのアクセス手順、セキュリティの確保などについて、何ら定めがなされていない。

したがって、リモート調査に関する手続等を法令で規定すべきである。